

# 東北公益文科大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 東北公益文科大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、東北公益文科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学は日本初の「公益学」の創造と実践に基づく教育・研究・社会貢献を掲げ、山形県及び地元14市町村（現在は、合併により2市3町）の財政支援により公設民営の大学として、平成13(2001)年、山形県庄内地域に開学した。

建学の精神、基本理念、大学・大学院の使命・目的及び教育目的は具体的かつ明確であると同時に、公設民営の大学としての個性・特色も具備している。

使命・目的及び教育目的は、学内各種センター・委員会における実行計画、自己点検活動等を通じ、学内関係者に広く理解・支持されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

学部及び大学院共に明確なアドミッションポリシーを策定し、学生の受入れ方法についても真摯に取り組まれている。入学者数及び学科の収容定員充足率に、やや課題が見られるが、平成28(2016)年度入学者数には回復の兆しが見えつつある。カリキュラムポリシーは明確であり、それに基づき教育課程も体系的に編成されている。

キャリア教育については、「人材育成強化科目」を設置し、通常のインターンシップ教育のみならず、地域や社会の課題に関する調査・研究に取り組む演習教育も実践している。

また、教育目的の達成状況に関する点検・評価や、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての取り組みについては、学生の授業評価アンケート等に加え、平成28(2016)年度から点検評価委員会を中心にアセスメントポリシーを策定し、より客観的な点検・評価に基づく検討に着手している。学生サービス及び教育環境も適切である。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

私立学校法にのっとり、寄附行為に理事会を学校法人業務決定の最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として位置付けるとともに、私立学校法人経営に要請される諸法令を遵守している。

教学においては、学長を責任者とする大学戦略会議を設けることで、学長のリーダーシップを発揮する体制を整えている。理事会については、教学から学長、学部長及び研究科長が理事として就任し、専務理事が理事会と事務局との連携を担うという組織体制を整備することで、コミュニケーションを円滑に機能させ、適切なガバナンスが図られている。事務局については、事務分掌についても規定され、事務機能遂行のための職員配置も適切である。会計処理についても適正に実施されている。

なお、入学者数及び学科の収容定員充足率にやや課題があるため、現在行われている高

校訪問数の拡大等により、入学者数を安定的に確保し、財政収支のバランスを図ることが期待される。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的及び教育目的を実現するための自己点検・評価体制は整備されている。点検評価委員会により基本方針、実施計画が策定され、それを受け、学内諸機関による点検・評価が行われている。この点検・評価結果を点検評価委員会が精査した上、自己評価報告書として作成し、理事会に提出するという体系的点検・評価体制が確立している。

平成 28(2016)年度からは、点検評価委員会により、アセスメントポリシーが策定され、入学者受入れ、教育課程、授業改善及び学修成果について、各々の担当委員会が分析し、その結果を点検評価委員会に提出することで、より詳細にして有効な点検・評価の実践化が図られている。

総じて、大学は公設民営大学としての特色を有し、この特色・個性は、建学の精神、基本理念、大学・大学院の使命・目的及び教育目的に明確に記されている。また、「公益学」の創造と実践を図るべく、法人役員及び教職員一体の協力体制が整備されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域・社会貢献」「基準 B.国際交流（グローバル化の推進）」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神、大学の基本理念及び大学の使命・目的は具体的に明文化され、簡潔に文章化されている。

また、大学学則第 1 条の目的は大学全体の使命・目的であると同時に、大学の教育目的を意味し、大学院学則第 1 条の目的は大学院全体の使命・目的であると同時に、大学院の教育目的を意味しているものと理解でき、適切である。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

大学・大学院共に使命・目的及び教育目的は、公設民営大学としての個性・特色を明確に表明している。また、建学の精神、大学の基本理念、大学・大学院の使命・目的及び教育目的は学校教育法に照らし適切である。

大学は、1 学部 1 学科の単科大学として、大学院は修士課程として公益学研究科公益学専攻を置き、博士後期課程として公益学研究科公益学研究専攻を置き、各々の使命・目的及び教育目的を達成するために、教育改革や五つのセンター設置等、組織の制度改革にも着手し、社会情勢の変化に適応している。

**1-3 使命・目的及び教育目的の有効性**

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

大学・大学院の使命・目的及び教育目的の策定や改正は、理事会の承認を得た上で、学内各種センター・委員会における実行計画、自己点検・評価活動等を通じ、役員・教職員に理解してもらえるよう努めている。また、使命・目的等の学内外への公表と周知については、パンフレット、ウェブサイト等の媒体を通じ適切になされている。

平成 21(2009)年度からの「Innovation Action Plan」、平成 24(2012)年度の「大学改革プラン」、さらに平成 26(2014)年度に策定した「第 1 期吉村プラン」を通じ、大学の使命・目的及び教育目的を中長期計画に反映させるべく工夫されている。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織も整備されている。

**基準 2. 学修と教授**

**【評価結果】**

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

学部及び専攻ごとにアドミッションポリシーを定め、学生募集要項、ウェブサイト等に明示している。「ギャップイヤー入学試験」や社会貢献活動・資格取得への取組みなどを出願要件に加えた公募制推薦入学試験、秋入学試験の導入など、多様な能力やバックグラウンドを持った学生の受入れを、アドミッションポリシーに則した形で行っている。また、奨学金の拡充や女子学生確保のための対策立案など、多様性にも配慮している。学生数については、過去5年間、収容定員にやや課題が見られるが、入学者数は、過去2年間上向き傾向にある。

## 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

カリキュラムポリシーは適切に定められており、それを踏まえて教育課程編成方針を適切に設定し、大学案内、履修ガイド、ウェブサイトなどで明示している。コース別の人材育成像や教育課程編成の考え方の概要、カリキュラムツリーはホームページ等に掲載され、学習の流れを学生が理解しやすいよう工夫されている。

必修科目である「基礎演習」における合同成果発表会の企画、「プロジェクト型応用演習」「競争型課題解決演習」における実践型の課題解決や成果発表会の取組み、「社長インターンシップ」のプログラム化など、授業内容・方法に工夫が見られる。育成を目指す20のスキルを定め、どのスキルをどのように育成するのか学生が分かるようにシラバスの様式を工夫している。平成28(2016)年には「第1期吉村プラン」に基づき、適正なカリキュラム改編のための提言も行われ、教授方法の改善を進めるための組織体制が整えられている。

### 【参考意見】

○年間の履修登録上限単位数が1年次から3年次では60単位となっており、4年次では上限単位数の設定がないため、単位制度の実質化の観点から検討が望まれる。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

学修支援及び授業支援は、「入学前教育」「初年次教育」「修学支援」と、入学前から卒業まで全期間にわたる支援体制を整備し、全学的かつ組織的な取組みを行っている。学生の意見等をくみ上げる仕組みは、各種アンケート、年 2 回の「教育改善意見交換会」などにより適切に整備・運用されている。また、専任教員だけでなく、兼任教員によるオフィスアワーも設定し、学生相談に応じる体制を整えている。

必修科目であるリテラシー科目の情報科目及び導入科目のうちの「現代公益論」と「庄内の文化」において TA と呼称される Student Assistant を活用し、学修及び授業等の支援の充実化に努めている。休退学等の要支援事案に対して、兆候の把握から相談、届の受理に至るまでの一連の手続きを明確に定めるとともに、教育推進委員会が中心となり実態把握・要因分析に努めている。平成 27(2015)年度は、教授会のもとにタスクフォースを設置し、実態把握と要因分析に取り組んだ。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、運用している。学則規定上の明確さという点で配慮の余地はあるものの、学生便覧、履修ガイド及びシラバスを通して学生にも周知し厳正に実施されている。また、博士課程に関しても、「博士論文審査基準」「博士論文審査【課程博士】に関する実施要領」などで、博士論文の審査基準を明文化している。成績の結果を次学期初めの教員による「アドバイザー面談」の際に活用し、「成績評価問い合わせ申請」の制度により評価の透明性を確保している。成績評価基準やそのシラバスにおける公表に関して、公平性・透明性を保つための工夫は十分になされている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

学生の社会的・職業的自立を支援するプログラムを、教育課程内外を通じて多面的に整備し、それぞれが有機的に機能するよう、キャリア開発センターを中心として全学体制でキャリア教育とその支援に取り組んでいる。

教育課程としては、1年次から3年次までの全学期にキャリア教育のための科目を、一部を必修化して配置することによって職業と働き方に対する視野を広げている。

充実した指導プログラムを備えた「インターンシップ」は、1年次から3年次にかけて複数回履修可能となっており、社会人基礎力の向上に役立っている。人材育成のための応用科目として「プロジェクト型応用演習」や「競争型課題解決演習」を設定し、それらを通して実践力や創造力、企画力を育成することに取り組んでいる。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

授業評価アンケートや「卒業論文提出時調査」、学修ワークシートの活用等により、学生の学修状況をはじめ、能力向上に関する自己評価や向上への意欲等を把握することを通して、教育目的の達成状況を点検・評価している。平成 27(2015)年度からは、卒業生の離職者状況調査も行っている。三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に基づく人材選抜及び育成が効果的に行われているかを点検する仕組みを確立するため、平成 27(2015)年度にアセスメントポリシーを作成し、平成 28(2016)年度より運用を開始している。

授業評価アンケートについて、科目担当教員は結果を確認した上で授業改善に向けたコメントを作成し、教育推進センターに提出している。アンケートの集計情報は、科目担当教員のコメントとともに学内イントラネット上に掲載され、教職員や学生は自由に閲覧することができ、FD 部会による改善効果の検証も行われている。

**2-7 学生サービス**

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**



学生への経済的支援として、全額免除奨学生制度や減免型奨学生制度など、主として入学試験と連動させた独自の奨学金制度を多種設けている。クラブ・サークル活動への支援としては、「クラブ・サークルリーダー養成研修会」の開催や強化指定クラブに対する強化費の支給などを行っている。心身の健康に対する支援は、学生相談室と、医務室・保健室の機能を兼ねた健康管理室が主として担っている。前者は教員を含む8人のスタッフで運営されており、うち1人が臨床心理士資格を持つ専任相談員兼コーディネータである。後者には看護師1人が常駐している。心身の健康に係る支援として、このほかハラスメント相談窓口や、障がい学生支援に取り組む「障害学生支援委員会」を設置している。

学生サービスに関する学生の意見、要望等については、アドバイザー面談や「卒業論文提出時調査」等を通して把握している。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

学部、大学院とも、設置基準で定める必要専任教員数及び職位の要件を満たしており、教員の年齢階級別構成も概ねバランスがとれている。

教員の採用・昇任・更新に関する基準を「学校法人東北公益文科大学教員の任用に関する規程」において明確に定め、適切に運用している。教員評価に関しては、「教員評価実施要領」を定め、当該要領にのっとり、教育・研究の業績や学内外の業務に関わる四つの領域について教員各自が設定した目標とその遂行状況を複数の評価者によって評価している。このような教員評価制度の整備、FDの月単位での開催、「教員向けガイド 学習者中心の大学の一員として」の作成など、教員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。

教養科目に関しては、教育推進センターのもとに置かれた「教養教育部会」が、科目の設置、担当者の調整、時間割編成等の課題の検討に当たっている。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

酒田・鶴岡キャンパスともに、大学設置基準を上回る校地・校舎面積を確保し、目的に応じて教育研究棟、厚生棟、体育館などを適切に整備し、有効活用している。学内環境や施設・設備の維持・管理及び安全性の確保は、適切に行われ、施設・設備に対する学生の意見・要望は、「教育改善意見交換会」や「卒業論文提出時調査」によりくみ上げている。

図書館の面積、閲覧座席数は、収容定員数に照らし適切な規模及び量が整備されている。学術情報資料については、定期刊行物や電子ジャーナルの種類及びデータベース契約件数は少ないものの、図書の数、収容定員数に照らし概ね適切である。地域に開かれた図書館を目指しており、実際に学外者の利用も多い。

演習、実験科目は少人数の定員制で、講義科目はほとんどが履修者 100 人以下で授業運営されており、全体として十分な教育効果が上げられるようなクラスサイズとなっている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

経営及び管理は、寄附行為及び「学校法人東北公益文科大学組織規程」に定められ、公設民営方式の特性と小規模の利点を生かした迅速な意思決定のもと大学経営が行われている。平成 26(2014)年に「第 1 期吉村プラン」を定め、「学習者中心の大学」として四つの基本教育目標を掲げるなど、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。また、「東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理等に関する規程」「個人情報保護規程」「学校法人東北公益文科大学内部通報に関する規程」などの各種規則を定めて関連法令等の遵守に努めている。

防災マニュアルの作成、ハラスメント防止委員会の組織、メンタルヘルス研修の実施など、安全や人権について配慮しており、法令で規定された教育情報及び財務情報は、ウェブサイト上で適切に公表している。

#### 3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成に向けて、理事会は最高意思決定機関として寄附行為に定められており、規則等が整備され、理事・監事の選任や理事会の開催が適切に行われている。

また、地元自治体の長が学外理事として就任しており、地域の意見をより反映できる体制となっている。

学内理事と学外理事が活発な意見を交わし、慎重な審議を行うなど、戦略的意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の権限と責任が学長にあることが、「学校法人東北公益文科大学組織規程」及び学則において明確化されている。平成 27(2015)年 3 月の学則改正により、学長の決定権や教授会の役割を明確化し、学長が強力なリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

また、学長の掲げる教育目標を実現するため、学長を議長とする「大学戦略会議」を設置し、教務運営や中期計画の監視・評価などの重要事項に関して、センター等の責任者出席のもとに調整を行い、実施できる体制が構築されている。使命・目的を踏まえた学長のプランに掲げる諸施策を実施するに当たって、学部長、研究科長、センター長等に対し学長から指示がなされ、成果を挙げている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

寄附行為にのっとり、理事会の責任において、理事長のリーダーシップのもとで法人と大学の運営が実践されている。

法人と大学のコミュニケーションを円滑にするため、学長、学部長、研究科長が理事に就任している。一方で、教学面では「大学戦略会議」に各部署の責任者が参加し、管理部門については、専務理事が法人と大学事務局との連携を図っている。「大学戦略会議」は、教学、事務部門からの意見を集約する仕組みとしても機能している。

監事に関する規則については寄附行為に明記され、選考や職務も適切に執行されている。公認会計士による会計監査の際には、監事との意見交換の場を設け、法人が適切に業務を執行しているかのチェックを行っている。法人の業務について意見具申等を行う機関として、評議員会を設置し、寄附行為に基づき、評議員の選任及び運営が適切になされている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

使命・目的の達成のため、「学校法人東北公益文科大学組織規程」で事務分掌が明記され、事務の遂行に必要な職員を適切に配置し、業務遂行の管理体制を構築し、適切に機能している。課・室の事務体制を構築し、事務局長と各課・室長等からなる課長会議を毎週開催し、適切に運営している。また、大学運営に関わる各委員会には事務局職員が委員として参画し、教員と職員が一体となって大学の運営を行っている。

職員の資質・能力向上のために、毎年複数回の SD(Staff Development)研修会を実施し、外部研修会に関係部署の職員を派遣し、参加した研修会の内容を学内で報告することで共有している。また、「一般職員評価実施要領」を定めて職員評価を実施している。

**3-6 財務基盤と収支**

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

平成 26(2014)年度に 3 か年の「第 1 期吉村プラン」が策定され、それに基づき財務の中

長期シミュレーションを踏まえた事業計画と予算編成がなされている。

自己資金構成比率、基本金比率、固定比率が高く、財政基盤は安定している。公設民営方式で設立した経緯により地元の県市町村からの支援を受け、借入金のないことが財政基盤の安定化に結びついている。

入学者数の減少により学生生徒等納付金が減少し、財務においては支出超過の状況が続いている。一方で、奨学費の充実や広報募集活動強化、地方公共団体からの社会人学生受入れなどにより入学者数が回復傾向にあることや文部科学省「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」等に採択されるなど、積極的な外部資金獲得の努力の成果が表れてきている。今後、収支バランス改善の見通しを早期に明確にすることが期待される。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計は、学校法人会計基準及び「学校法人東北公益文科大学経理規程」に従って適正に処理されている。予算執行については、各担当課・室が事業ごとの議決予算額の範囲内で執行することに努め、必要に応じて補正予算を編成して対応している。

監査は、公認会計士による監査と監事による監査の体制を整備し、厳正に行われている。年 2 回、公認会計士と監事が意見交換を行い、経営環境及び管理体制等について情報共有を図るとともに、監事は理事会、評議員会に監査報告を行うなど、連携のとれた監査体制を整えている。

### 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

大学の使命・目的を達成するために自主的・自律的な自己点検・評価を行い、結果を公表することを大学学則及び大学院学則に明記し、「学校法人東北公益文科大学点検評価等実施規程」に基づき定期的に点検・評価を実施している。

自己点検・評価の実施体制として、学長を委員長とし、学内各部署の長等からなる「点検評価委員会」を組織している。同委員会が点検・評価の基本方針及び実施計画を策定し、「第1期吉村プラン」の進捗状況や文部科学省の支援事業に対応した全学的プロジェクトの戦略的な取組み結果の評価と絡めて検証するという仕組みを整えている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

平成 26(2014)年度から、自己評価報告書の作成を当該年度の事業報告書の作成と連動させることによって、エビデンスに基づく自己点検・評価ができるようにしている。平成 21(2009)年度からの自己評価報告書をウェブサイトで公表するなど、透明性の高い自己点検・評価に努めている。

学生による授業アンケート、「卒業論文提出時調査」の結果や学修・生活状況に関する調査結果などは、平成 27(2015)年度から大学戦略推進室において「基本データ集」としてまとめ、現状を把握し、調査・データを活用した自己点検・評価が行われている。教育活動における自己点検・評価の仕組みとして、平成 27(2015)年度にアセスメントポリシーを作成し、平成 28(2016)年度から運用を開始し有効なシステムの構築を進めている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

平成 28(2016)年度の事業計画は、学長のリーダーシップのもと策定された「第1期吉村プラン」と地域再生・活性化の拠点形成を目的とした「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」についての「大学戦略会議」等による進捗管理を踏まえて策定され、「点検評価委員会」が検証するなど、自己点検・評価を改善につなげる PDCA サイクルが機能している。

「第1期吉村プラン」において、明確な目標と不断の評価を明記し、各センター等で設定した重要事項と数値設定についての進捗状況を管理することで、重要課題である学生の

志願状況に改善の傾向が見られることなどをはじめ、改善の取組みが成果に結びつきつつある。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 地域・社会貢献

#### A-1 地域・社会貢献

- A-1-① 教育分野における取組みについて
- A-1-② 研究分野における取組みについて
- A-1-③ 社会貢献等における取組みについて

#### A-2 地域・社会との連携協力活動

- A-2-① 大学の物的・人的資源の提供
- A-2-② 大学と地域社会との連携・協力

#### 【概評】

開学以来、地元の協力を得ながら、正課の演習科目において庄内地域でのフィールドワークを展開してきた。平成 25(2013)年度に「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」に採択されてからは、庄内オフィス、地域共創センターが中心となり、より地域を意識したカリキュラムの再編を行い、地域や社会の課題に関する調査、研究に取り組む「プロジェクト型応用演習」や、企業等から提示された課題に複数の学生・教員チームが競合い取り組む「競争型課題解決演習」を設定するなど、地域に貢献し得る人材の育成を図る取組みを強化している。地域に関する学修を行う授業科目数の割合が増え、庄内地域に対する理解の深まりを自覚する学生が増えている。地域の課題解決に向けた研究分野の取組みも盛んである。公益総合研究センターの庄内プロジェクトでは、地域課題やその解決に果たす大学の役割等に関して地域住民を対象としたアンケート調査を実施し、地域課題解決に向けた地域ニーズの把握を行ってきた。

地域社会に対しては、図書館やカフェテリアなどの大学施設の市民への開放、公益教養プログラム（FORUM21）をはじめとする市民講座や企業家育成のイベントの開催など、物的・人的資源の提供を行っている。地元自治体や企業、公的団体等からの助成や委託、助言による人材育成や地域活性化のためのプログラムの実施など、大学と地域社会との連携・協力関係が多面的に構築されている。平成 27(2015)年度から、酒田市の委託を受け、酒田市公益研修センター内の小研修室を活用した「コワーキングスペース UNDERBAR」を設置し、起業家の育成を目的として会員制による運営を行うとともに、市民に広く開かれたイベントを開催している。庄内地域の法人等で構成する後援会の協力により、後援会が主宰する人材育成のワーキンググループが立上がり、経営トップのカバン持ちを体験する「社長インターンシップ」や一流の仕事や文化に触れて感性を磨く「一流体験合宿型研修」などのプログラムを実施している。

## 基準B. 国際交流（グローバル化の推進）

### B-1 留学等を通じたグローバル人材の育成

- B-1-① 学生の送り出し体制の整備と適切な運営
- B-1-② 学生の受け入れ体制の整備と適切な運営
- B-1-③ 学内の国際交流活性化のための活動

### B-2 時代のニーズにかなった新たな国際交流の展開

- B-2-① グローバル教育の拡充
- B-2-② 多様な国際交流機会の提供

#### 【概評】

留学及び留学生受入れの促進と国際学術交流の推進を目的として、平成 26(2014)年度に国際交流センターを発足させている。

学生の送り出しに関しては、「短期」「中期」「長期」の三つのプログラムを設けている。留学しやすいよう、経済的支援の充実、クォーター制の導入、進級要件や専門演習履修条件の緩和などを行い、4年間で卒業できる仕組みを整えるとともに、渡航・滞在中の安全確保、緊急事態対応の体制を整備し、留学の促進を図っている。学生の受入れに関しては、日本語教育担当教員による学修支援、学費免除等の経済的支援、留学生専用のドミトリの提供による居住支援などを行っている。協定校を中心とした中国の高等教育機関との短期留学及び研修旅行の相互派遣や、学内における留学生・研修生との交流会の実施など、学内の国際交流活性化のための活動にも取り組んでいる。

教育課程の再編による教育・研究のグローバル化の推進という目標を達成するため、外国人教員の増員、国際教養コースにおける留学の必修化、図書館における「語学学習コーナー」の拡充や、大学院における山形県寄附講座「アジアビジネス人材養成講座」の開設などの取り組みを行っている。

地域社会に向けては、地域住民と外国出身教員との交流機会の設定、英語によるモデルディベートの公開講座開設や高校における模擬授業の実施、高校生を対象とした国際教養授業や外国出身教員との宿泊体験機会の提供を行っている。平成 28(2016)年度には、学生、教職員、市民が、英語をはじめとした外国語で交流するためのスペース「グローバルラウンジ」をカフェテリアに開設するなど、国際交流を図る多様な試みをしている。



